

新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて（追加報告）

1. 主旨

区では、全区立小学校の施設を利用して、遊びを通じて異年齢児童の交流・創造性・社会性・自主性を培うBOPと学童クラブを統合した事業として、新BOP事業を実施してきたが、子どもの数及び小学校の学級数の増加、保護者の働き方の変容等、子どもを取り巻く状況が大きく変化してきた。

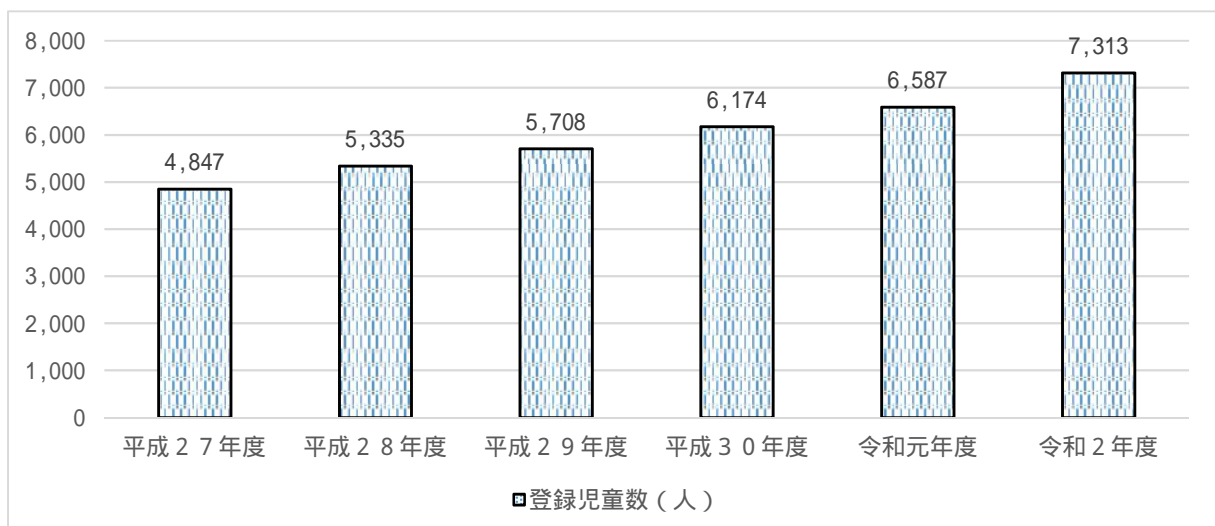
平成26年度以降、新BOP事業のあり方を中長期的な視点で検討してきたが、喫緊に対応すべき課題（狭隘化、大規模、多様化する子ども・保護者の要望への対応）を解決するため、現行の新BOP事業を基本にしつつ、取り組みを進める。

2. 新BOP事業における現状

（1）新BOP学童クラブ登録児童数の増加（図表1参照）

国の少子化と相反する傾向として、区では平成21年からの約5年間、0歳から5歳の子どもが、毎年1,000人近く増える状況が続き、新BOP学童クラブの児童登録者数は平成27年から令和2年までの5年間で、4,847人から7,313人と全体で2,466人増加した。令和3年5月現在、120人以上の登録者数となる新BOP（「大規模」¹と判断される新BOP）の数は全61校中34校で、登録者数200人前後となる「超大規模」な新BOPも複数ある。

【図表1. 新BOP学童クラブ登録児童数】



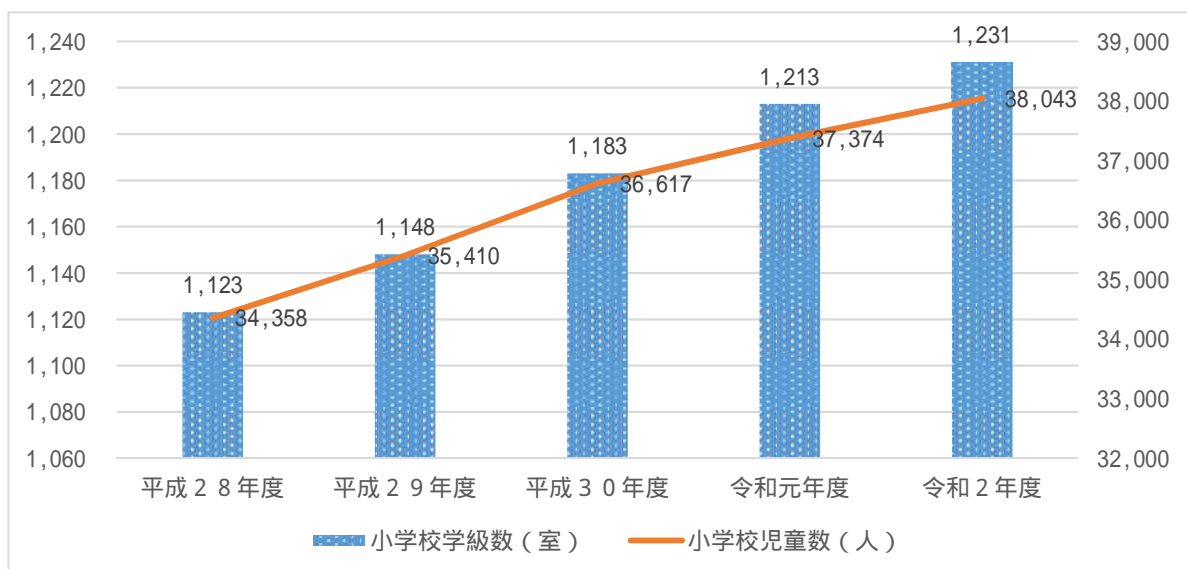
1：区条例（「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」）では、一支援単位の利用者数は、おおむね40人以下と規定している。新BOP学童クラブを適正に運営できる規模は、原則として2支援単位（利用者数おおむね80人以下、利用率から換算し登録者数120人以下）までとする。

(2) 小学校内のクラス数の増加 (図表2 参照)

小学校では、児童数の急増によりクラス数が増加し、特別教室等を普通教室化してきた。新BOP学童クラブでは、放課後児童健全育成事業の基準である「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」を確保するため、新BOP室に加え、校内の校庭、体育館、ランチルーム、多目的室、会議室、図書室、特別教室、普通教室以外のスペース利用を学校と連携し実施してきたが、今後、国が定める35人学級への対応も必要となり、年々、活動スペースの確保が難しい状況(狭隘化)となっている。

現状では、来年度以降の1.65平方メートル以上の確保が難しい状況が見込まれている。

【図表2 . 小学校のクラス数】

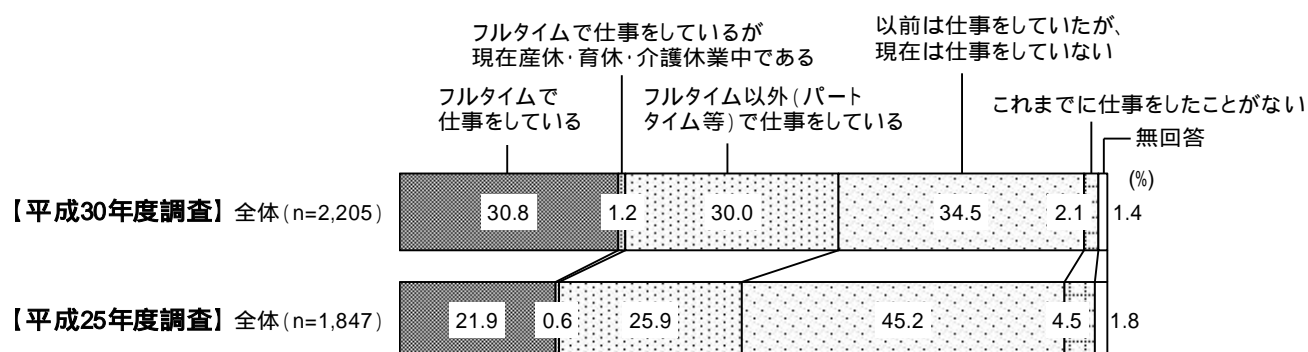


(3) 保護者の働き方の変容に伴うニーズへの対応 (図表3 参照)

区の就学児童保護者調査では、フルタイムで働く母親の割合は、平成25年度の21.9%から平成30年度は30.8%と約9%増加した。また、学童クラブ保護者アンケートでは、約40%の保護者が現行の18時15分終了では子どもの帰宅に間に合わない可能性を有しており、就学前の延長保育からのスムーズな移行も可能となることや、令和元年度から2年間の時間延長モデル事業において一定のニーズが確認できたことから、時間延長については引き続きの検討課題となっている。

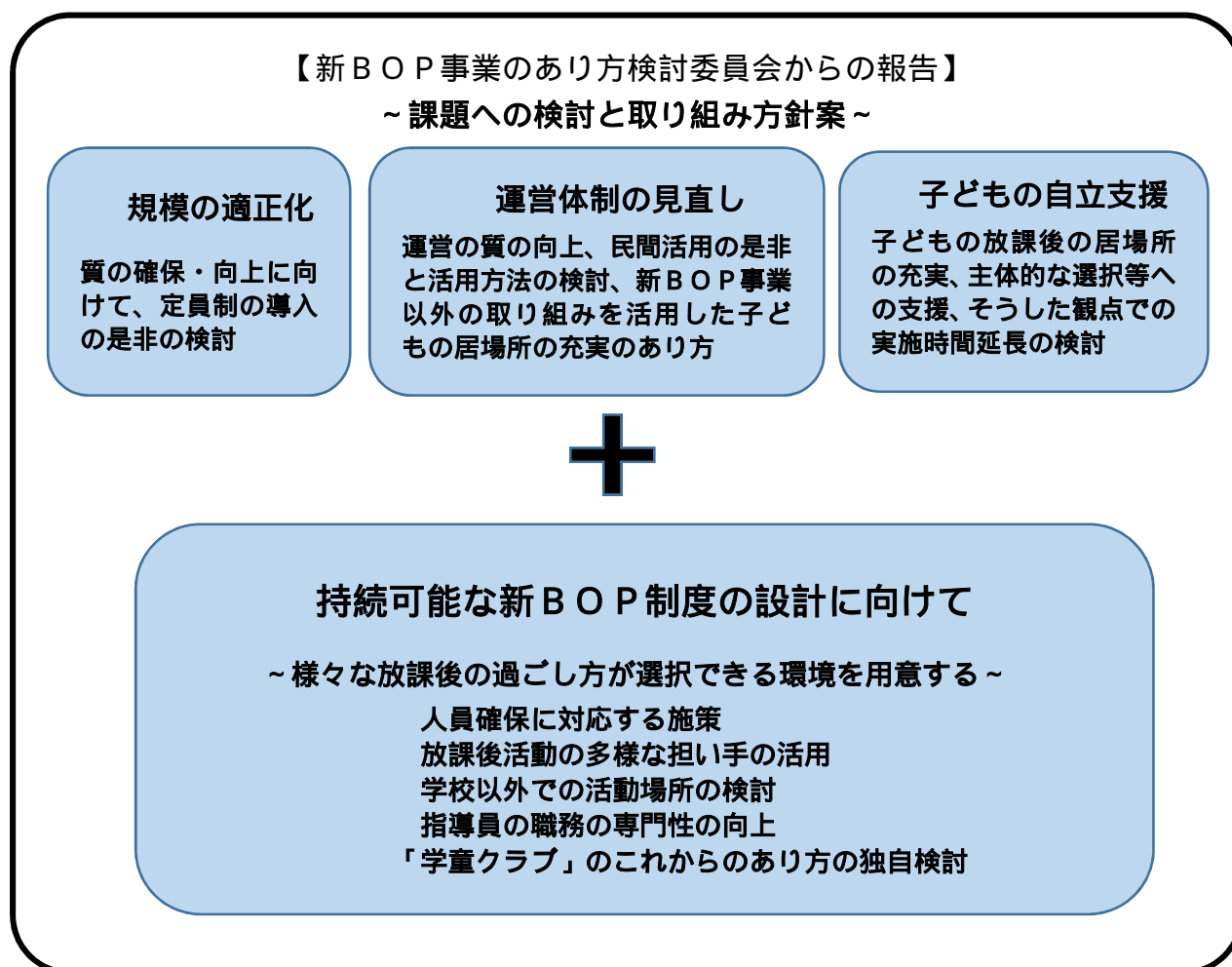
その他、保護者ニーズでは、安全に過ごせる、学習の時間が取れる、職員配置の手厚さ、学校や家から近いことなどが優先度の高い条件としてあがっている。

【図表3 . 就労状況 (母親) 経年比較】



(4) 新BOP事業のあり方検討委員会からの報告(下図参照)

外部委員等によるこれまでの検討の結果、規模の適正化、運営体制の見直し、子どもの自立支援の3つの方針のもと、区の施策を検討・検証すること、とのご意見をいただき、さらに、持続可能な新BOP制度の設計などについて、報告された。



(5) 喫緊に対応すべき課題

大規模化し、狭隘化が見込まれる新BOP学童クラブにおける子どもたちの現状・環境については、外部委員等による取り組み方針等を踏まえたうえ、区として早急に改善すべき喫緊の課題であると判断した。

3. 子ども計画(第2期)後期計画における位置づけ

区では、子ども主体を基本コンセプトとし、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を目指すべき姿とする中で、子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実のための施策の一つとして、新BOP事業を位置付け、新BOP学童クラブの良好な環境づくりとともに、「地域や民間事業者が主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っていること」を目標としている。

この目標に基づき、喫緊の課題に対しては、現行の新BOP事業を活かしつつ、早急に取り組むとともに、中長期的な課題である「放課後等の多様な場のあり方」や外部委員等の検討によるその他の課題については、引き続き検討を進めることとする。

4．喫緊の課題解決に向けた取り組み（下図参照）

（1）新BOP学童クラブにおける普通教室の利用

狭隘化している新BOP学童クラブについては、学校教育に支障のない範囲で、新たに放課後の普通教室（2教室）を新BOP学童クラブの専用区画として活用し、かつ、運営状況に応じて必要な人員体制を整える。その後、順次、普通教室の利用などを進め、狭隘化した状況の解消に取り組む。

（2）現行の新BOP事業以外の取り組み（民間の放課後児童健全育成事業者の活用）

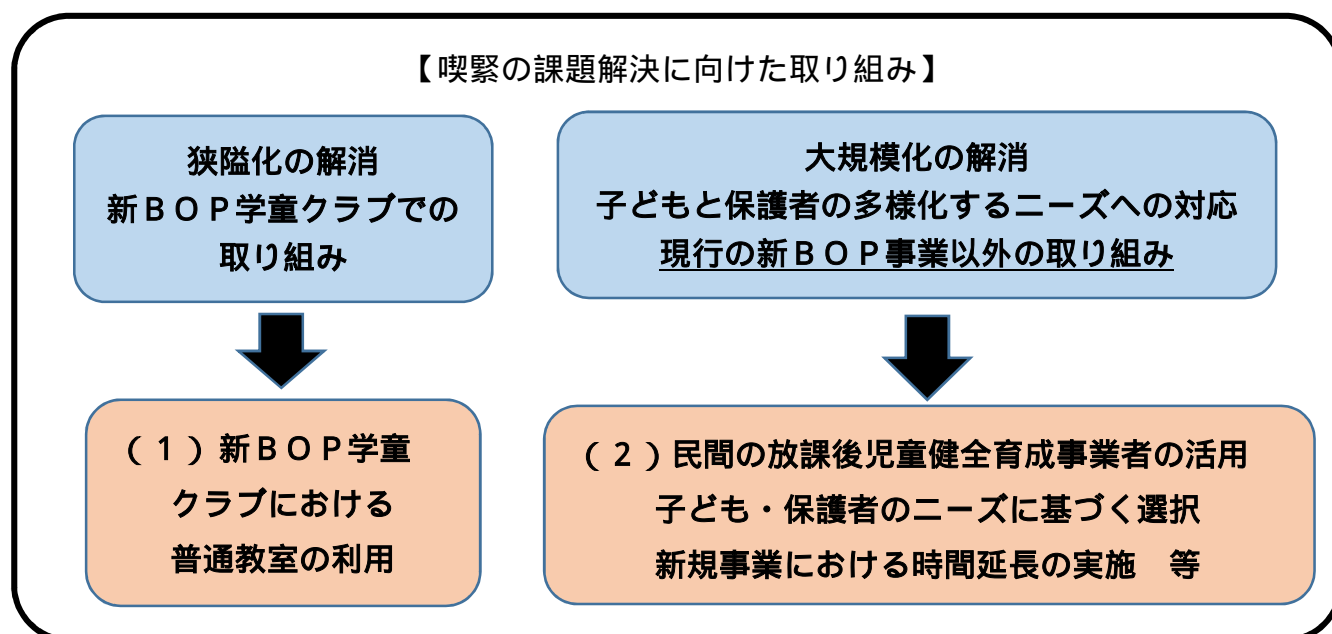
子ども・保護者の選択による利用者の分散化

大規模化の解消には、現行の小学校内新BOP学童クラブでの取り組みだけでは、困難であることから、大規模化している新BOP学童クラブの近隣に民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保し、子ども・保護者のニーズに基づく選択による利用者の分散化を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化を図る。

これにより、新BOP学童クラブ内では、職員が一人ひとりの子どもとゆっくり向き合い、子どもの自立を支援する。また、関係所管と連携し、配慮を要する児童（医療的ケアが必要な児童）へ対応する。

新規事業における時間延長の実施 等

民間の放課後児童健全育成事業者の活用にあたっては、子ども²と保護者の多様化するニーズに対応するため、適切な利用料による時間延長ニーズ等に対応する。その他、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、新BOP学童クラブの支援内容以外の独自支援の選択を可能とする。



2 時間延長に対する子どもの声（令和元年度6月、9月、3月アンケート結果より）
全体として肯定的な回答が得られており、時間延長に対し半数程度が「友達と過ごせて楽しい」、「好きなことができている」と回答している。3月調査では、「お腹がすく」の回答割合も高いが、全般的におおむね肯定的な回答傾向となった。6割程度の児童が「友達と過ごす時間が増えた」と回答しており、「勉強をする時間が増えた」、「過ごし方を自分で考えることが増えた」の割合も高い。

5. 民間事業者の活用についての具体的な事業案（別紙1参照）

区で定める条件のもと、公募により民間事業者を選定し、区と民間事業者との間に放課後児童健全育成事業運営事項等の協定を締結したうえで、民間事業者が放課後児童健全育成事業所を新設し、それに対して区が開設準備経費及び運営経費を補助する。併せて、区から利用料免除の要件を備えた利用者に対して補助を行う。

（1）対象及び時期

令和4年度から令和10年度まで、補助事業を誘導・確保する。また、新BOP学童クラブ登録児童数の推移見込みにより、**登録児童数200人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ（5か所）**³周辺（徒歩15分程度、おおむね1.2km）を優先的に対象とし、状況を勘案し、順次、登録者数120人を超える新BOP学童クラブ周辺に対象を広げる。

今後、状況や新たな生活様式による子育て世代の働き方及び人口動態の変化を見据えて、子ども・子育て支援事業計画の見直しの中で、放課後児童健全育成事業の需要量の見込みと確保の内容を定めていく。

【令和4年度から令和10年度までの見込み数】

	令和4～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
a)民設民営も含めた登録児童数(人)	8,012	8,080	8,080	7,969	7,851	7,703
b)民設民営(新規整備)定員数(人)	400	480	640	800	960	1,200
【参考】民設民営(新規整備)施設累計数(2支援単位)	5	6	8	10	12	15
【参考】民設民営(新規整備)年間施設増数(2支援単位)	5	1	2	2	2	3
c)学校内での学童クラブで確保する定員数 a)-b)(人)	7,612	7,600	7,440	7,169	6,891	6,503

注)比較参考値として、平成27年度の新BOP学童クラブ登録児童数は4,847人

3:登録児童数200人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ

芦花小新BOP、経堂小新BOP、山野小新BOP、松丘小新BOP、砧南小新BOP

（2）各年度における事業の開始時期

年度途中で環境が変わることは子ども達の生活リズムに与える影響が大きいため、原則として毎年度4月に事業開始するものとする。なお、児童と保護者が新しい環境に慣れる機会を設けながら、新BOP学童クラブ以外の放課後の居場所に円滑に移行できるよう、前年度の1月以降にプレ運営を開始することも可とする。

（3）利用料

新BOP学童クラブと同等サービス利用範囲についての利用料は、新BOP学童クラブと同額（現行：月額5,000円）とし、利用料免除の要件を備えた世帯（住民税非課税世帯等）の利用料の減免についても同様とする（減免分については償還払い）。なお、午後6時15分以降午後7時まで利用した場合の延長利用料は、月額1,000円とし、利用料免除については利用料と同様とする。

(4) 公募の参加対象の民間事業者

現に区内及び他区等で放課後児童健全育成事業を運営した実績のある民間事業者を対象とする。

(5) 事業における支援の質の確保(別紙2参照)

放課後児童健全育成事業は、子どもに適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全な育成を図る事業であり、支援の質の確保が重要である。そのため区では、事業者に確保すべき支援の質を定めた「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を示すとともに、当事業において、支援の質を確保する体制を整える。

また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とする取り組みの計画策定を求めるものとする。

(6) 区内既存の民間の放課後児童健全育成事業者への補助

現在、区内に2か所にある、民間の放課後児童健全育成事業所については、新BOP学童クラブの大規模化を解消するため、その活用についても、令和5年度以降の当事業への移行に向けて、条件等を検討する。

6. 概算経費

(1) 運営経費補助(令和4年度)

定員80人程度(2支援の単位)を2か所(令和5年1月開設を想定)

補助額 : 30,210千円 @15,105千円×2か所(令和5年1~3月分)

特定財源 : 13,071千円

内訳 国庫交付金 子ども・子育て支援交付金(国1/3、都1/3)

@8,206千円×2/3(補助率)×2か所=10,941千円

都補助金 都型学童クラブ事業補助(都1/2)

@2,130千円×1/2(補助率)×2か所=2,130千円

区負担額 : 17,139千円

運営経費補助(令和5年度以降、年間、1か所)定員80人程度(2支援の単位)

(1) 補助額 60,121千円

基本分(運営費、障害児加算、送迎支援加算、賃借料加算³、処遇改善等)

44,281千円

加算分(キャリアアップ加算等)

1,440千円

利用補助分(@15千円×80人×12か月)14,400千円(区費)

(2) 特定財源 25,545千円

(3) 区負担額 34,576千円

3: 賃借料加算は、子ども・子育て支援交付金基準額 6,132千円に、区の上乗せ加算 5,273千円を加え、11,405千円(定員80人×3.3㎡×3,600円/㎡×12か月)を補助する。

運営経費補助(令和10年度以降、年間、15か所)定員80人程度(2支援の単位)

(1) 補助額	901,815千円
基本分(運営費、障害児加算、送迎支援加算、賃借料加算、処遇改善等)	664,215千円
加算分(キャリアアップ加算等)	21,600千円
利用補助分(@15千円×1,200人×12か月)	216,000千円(区費)
(2) 特定財源	383,175千円
(3) 区負担額	518,640千円

(2) 開設準備経費補助(令和4年度から令和5年度の間 5か所分)

補助上限額のため、上限を上回った開設準備経費については事業者負担とする。

補助額 : 75,500千円 @15,100千円×5か所(1か所80人定員)

特定財源: 66,083千円

内訳 国庫交付金 子ども・子育て支援交付金

@12,600千円×11/12(補助率 国4/12、都7/12)×5か所=57,750千円

@1,000千円×2/3(補助率 国1/3、都1/3)×5か所=3,333千円

都補助金 東京都子ども・子育て支援交付金(都2/3)

@1,500千円×2/3(補助率)×5か所=5,000千円

区負担額: 9,417千円

(3) 利用料免除要件を備えた世帯への利用料補助(該当世帯への償還払い)

補助額 : 240千円 @5千円×16人(1支援単位当たり4人)×3か月

特定財源: なし、全額区負担

7. 今後のスケジュール(予定)

令和4年 1~2月 文教・福祉保健常任委員会報告

「(仮称)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」(案)
について

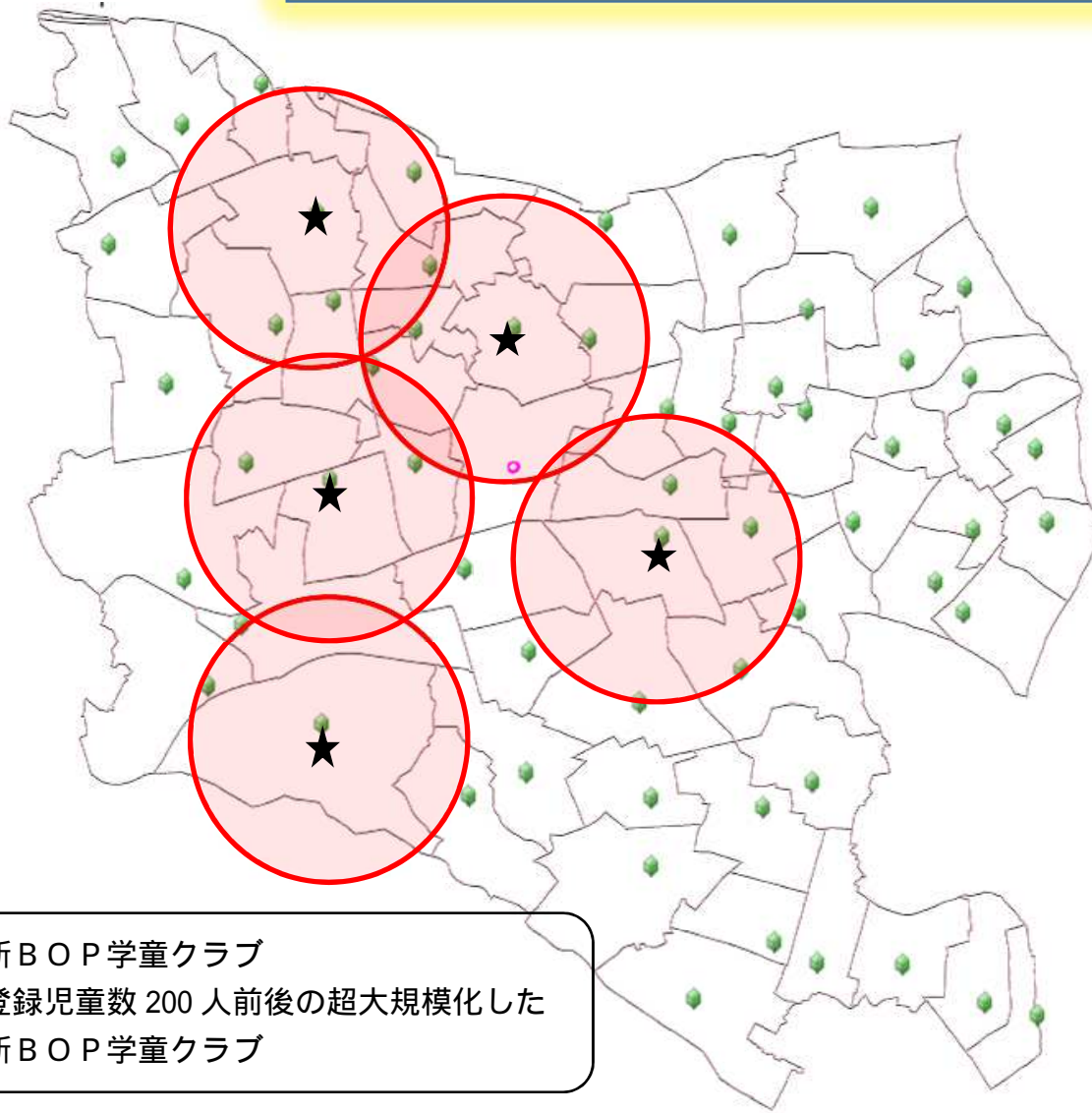
事業者選定の実施について

2月~ 事業者公募(予定)

令和5年 1月頃 新規開設 (予定)

民間の放課後児童健全育成事業所の概要（案）

登録児童数 200 名程度の大規模クラブの配置図（イメージ）



■ : 新 B O P 学童クラブ
 : 登録児童数 200 人前後の超大規模化した
 新 B O P 学童クラブ

凡例

半径 1.2 キロ
 (送迎範囲を徒歩
 15 分と想定)

事業者が徒歩でお迎えに行くことができる範囲内を想定、半径 1.2 キロの枠とする

半径 1.2 キロ枠の範囲内で事業所を設置し、大規模校の児童を優先的に受け入れるが、事業者のお迎えまたは徒歩で登所が可能なその他の児童の受け入れも可とする

15カ所まで整備を進め、区内全域を網羅する

世田谷区の放課後児童健全育成事業所が施設として備える要件

- 子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪いとき等に静養することができる生活の場としての機能と、遊びの拠点としての機能を備えた専用区画（子ども1人につき1.65㎡以上を確保）がある。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫する。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。

対象児童

- 保護者が区の定める就労要件を満たし、児童の保護・育成に欠けると認められること
- 小学校1年生から3年生までの児童
- 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にある者

放課後児童支援員の資格取得要件

- 都内に所在する放課後児童クラブに現に従事している者又は都内に現住所を有する者で、以下の条件等に該当し、都が行う研修を修了すること
- ・保育士の資格を有する者
 - ・社会福祉士の資格を有する者
 - ・高校卒業以上で、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ・教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者
 - ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を専攻し、課程を修めて卒業した者
 - ・高校卒業以上で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、区長が適当と認めた者
 - ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、区長が適当と認めた者

放課後児童支援員等の役割

- ・子どもにとって信頼できる存在である。
- ・年齢や発達の状況が異なるそれぞれの子どもの発達の特徴や、子ども同士の関係をとらえながら、適切に関わっている。
- ・子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握している。
- ・保護者との日常的な情報交換や育成支援の場面を通じての気づきがある。
- ・子どもにとって安心して過ごせる場をつくっている。

【その他】

新BOP学童クラブと二重の登録はできないが、BOP利用は可能とする

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方・作成のプロセス・支援の質確保のための手法等について

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方

国から示されたもの

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)」
2. 「放課後児童健全育成事業運営指針 1
(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」

1: 子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項と、これに関連する事項を規定し、支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めるための指針



世田谷オリジナル

1. 「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」で掲げる「子どもの成長と活動の支援」
2. 「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
(平成 26 年 9 月世田谷区条例第 39 号)」
3. 子ども集団の規模(支援の単位)を、1か所あたり2支援までとする
4. 対象児童 2
(1) 小学校1年生から3年生までの児童
(2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にあるもの。
(3) 保護者が区の定める就労要件を満たし、児童の保護・育成に欠けると認められること
2: 高学年(4年生以上)は、BOP、児童館で、児童の成長にあわせて継続してゆるやかな見守りを実施。プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入った見守りを展開する
5. 児童館とつながりながら、子どもの自立に向けた保護者・子どもへ支援する
(1) 子どもの主体性を大切にしながら保護者と共に子どもの自立に向けた支援をする
(2) 地域とつながり、コミュニティにより子どもを見守る
(3) 卒所後の継続的な子どもの見守り(切れ目のない支援)
6. 児童館の有する地域ネットワーク(自治会・町内会・民生委員・児童委員(主任児童委員等)の活用、子どもに関わる関係機関等との情報交換・情報共有・相互交流による情報共有、連携による支援が必要な家庭、児童への早期の対応

過去の検討状況	平成 26 年度	子ども・子育て支援制度及び新BOP事業に関する検討委員会
	平成 28 年度	子どもの放課後の居場所としての新BOPのあり方にかかる調査研究
	令和 2 年度	世田谷区新BOP事業のあり方検討委員会
	令和 3 年 4 月 ~	新BOP事業のあり方検討会(庁内)

支援の質を向上させるためのプロセス

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」作成スケジュール(案)

令和 3 年 1 2 月	2 日・3 日	文教・福祉保健常任委員会報告 (運営基準骨子、検討メンバー、スケジュール)
	6 日 ~ 1 0 日	第 1 回運営方針作成検討会
令和 4 年	1 月 5 日 ~ 1 2 日	第 2 回運営方針作成検討会
	1 月 2 4 日 ~ 2 6 日	第 3 回運営基準方針検討会
	1 月 3 1 日・2 月 1 日	文教・福祉保健常任委員会報告(運営方針案及び事業者募集)

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」検討会メンバー(案)
学識経験者、世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会代表等の区民委員
関係所管、児童館・新BOP代表等

支援の質を確保するための手法

区	支援の質を守るための区の役割
児童課	1. 民間事業者の支援の質を確保 (1) 民間事業者からの届出受理、設備・運営基準の順守のための民間事業者への立ち入り検査の実施や必要な措置の命令、第三者評価受審状況の確認等 (2) 運営経費の一部補助 2. 支援の質の確保のため、民間の職員のスキルアップのための研修等を実施 3. 子ども家庭支援センターと調整し、要保護児童支援地域協議会への参加を促し、要保護児童家庭への対応のノウハウの構築を支援
児童館	1. 支援の質を確保するための育成手法の共有や、運営の助言等の後方支援 2. 区、新BOP及び地域等関係者との情報連携が図られるよう、交流を促し、顔の見える関係の構築に向け中核的役割を担う 3. 児童館の有する地域とのネットワークへの参加を促す 4. 子ども家庭支援センターとの連携を支援し、要保護児童支援地域協議会への参加による見守りが必要な家庭や子どもの情報の共有化のための支援